

判決年月日	平成 2 8 年 1 月 2 7 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成26年(行ケ)10202号		
○ 名称を「フルオレン誘導体の結晶多形体およびその製造方法」とする発明について，無効審判請求を不成立とした審決を，サポート要件違反の判断，進歩性判断及び新規性判断に誤りがあるとして取り消した事例			

(関連条文) 特許法 29 条 1 項，2 項及び同法 36 条 6 項 1 号

(関連する権利番号等) 無効 2013－800029 号，特許第 4140975 号

判 決 要 旨

被告は，名称を「フルオレン誘導体の結晶多形体およびその製造方法」とする発明について，平成 20 年 2 月 8 日特許出願をし（本件出願日。優先権主張平成 19 年 2 月 15 日，本件優先日），平成 20 年 6 月 20 日，その特許権の設定登録（特許第 4140975 号）を受けた（本件特許）。原告が，サポート要件違反，実施可能要件違反，進歩性欠如及び新規性欠如を無効理由として本件特許の無効審判請求（無効 2013-800029 号）をしたところ，特許庁は，平成 26 年 7 月 25 日，当該無効審判を不成立とする審決をした。

本件特許に係る発明は，9，9－ビス（4－（2－ヒドロキシエトキシ）フェニル）フルオレン（B P E F）の特定の結晶多形体（多形体 B）の製造方法（請求項 1～6），多形体 B（請求項 7～9）及び請求項 1 記載の製造方法にて得られる多形体 B（請求項 10）に関するものである。

本判決は，請求項 1～6 及び 10 記載の発明（本件発明 1～本件発明 6 及び本件発明 10）には，B P E F の粗精製物から多形体 B を選択的に析出させる際の析出開始温度に「50℃以上 65℃未満」が包含され，また，本件発明 1～本件発明 4 及び本件発明 10 には，B P E F の粗精製物から多形体 B を析出させる際に用いる溶媒として，「ケトン溶媒」及び「エステル溶媒」が包含されているが，本件特許の明細書の記載及び本件出願時の技術常識に照らして，当業者が本件発明の課題を解決できると認識できるのは，B P E F の粗精製物から多形体 B を選択的に析出させる際に用いる溶媒として，「芳香族炭化水素溶媒」を用い，析出開始温度を 65℃以上とした場合であるから，本件発明 1～本件発明 6 及び本件発明 10 は，サポート要件に適合しないとした。

また，本判決は，審決が，本件発明 7～本件発明 9 の進歩性を，本件発明 1 の進歩性のみを理由として肯定したことについて，本件発明 7～本件発明 9 は，物に係る発明であって，物の製造方法に係る発明である本件発明 1 を引用するものではないから，かかる進歩性判断は許されず，本件発明 1 はそもそもサポート要件に適合しないものであるから，審決の進歩性判断は適切に行われていないとした。

さらに，本判決は，本件発明 7 の本件優先日前の公然実施を認めた。

よって，本判決は，審決を取り消した。